

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
1. 共通規定
1. (反社会的勢力との取引拒絶)

- (1) この預金口座は、第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊能力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

2. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、預金証書（または通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、預金証書と引換えに（通帳の場合は当該受入れの記載を取消の上）、預金証書（または通帳）記載の取扱店で返却します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、預金証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して（通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに）預金証書（または通帳）記載の取扱店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約または書替継続の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続を行いません。

5. (届出事項の変更、預金証書・通帳の再発行等)

- (1) 預金証書（または通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって預金証書（または通帳）記載の取扱店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 預金証書（または通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支

払いまたは預金証書（または通帳）の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (4) 預金証書（または通帳）を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

6. (印鑑照合)

預金証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された証書（または通帳）を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

7. (盗難証書・通帳を用いた解約または書替継続による払戻し等)

- (1) 盗取された証書（または通帳）を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 証書（または通帳）の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この証書（または通帳）が盗取された日（証書（または通帳）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書（または通帳）を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 証書（または通帳）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書（または通帳）を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

(8) (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および預金証書（または通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

(9) (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・補佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

- (3)すでに、補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前1、2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前1～3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前1～4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して(通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに)直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、費用料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までに変更内容に応じて相当の期間をおくものとします。

II. 単利型規定

1. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下1.(1)および2.(1)において同じです。)から満期日の前日までの日数および預金証書(または通帳)記載の利率(継続後の預金については前記共通規定2.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払い方法は次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および預金証書(または通帳)記載の中間払利率(継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算した中間払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」)とします。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

②中間払利息(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払

います。

(2)この預金の利息の支払い方法は、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

②自動継続自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払日にその自動継続自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間払日における当金庫所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組み入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

④中間払利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書(または通帳)とともに提出してください。

(3)継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4)この預金を「I. 共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合および同第1条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨て、この利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G. 3年以上5年未満……………約定利率×90%

④預入日の5年後の応当日から預入日の6年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H. 4年以上6年未満……………約定利率×90%

⑤預入日の6年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×20%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×30%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40%

- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×50%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×60%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×70%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×80%
- I. 5年以上7年未満……………約定利率×90%

⑥預入日の7年後の応当日から預入日の8年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×30%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×50%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×60%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×70%
- I. 5年以上6年未満……………約定利率×80%
- J. 6年以上8年未満……………約定利率×90%

⑦預入日の8年後の応当日から預入日の9年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年6か月未満……………約定利率×10%
- C. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20%
- D. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×30%
- E. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40%
- F. 3年以上4年未満……………約定利率×50%
- G. 4年以上5年未満……………約定利率×60%
- H. 5年以上6年未満……………約定利率×70%
- I. 6年以上7年未満……………約定利率×80%
- J. 7年以上9年未満……………約定利率×90%

⑧預入日の9年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- C. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×20%
- D. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×30%
- E. 3年以上4年未満……………約定利率×40%
- F. 4年以上5年未満……………約定利率×50%
- G. 5年以上6年未満……………約定利率×60%
- H. 6年以上7年未満……………約定利率×70%
- I. 7年以上8年未満……………約定利率×80%
- J. 8年以上10年未満……………約定利率×90%

⑨預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年6か月未満……………約定利率×10%
- C. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×20%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×30%
- E. 4年以上5年未満……………約定利率×40%
- F. 5年以上6年未満……………約定利率×50%
- G. 6年以上7年未満……………約定利率×60%
- H. 7年以上8年未満……………約定利率×70%
- I. 8年以上9年未満……………約定利率×80%
- J. 9年以上10年未満……………約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記1.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、預金証書を発行しない(通帳の場合は通帳に記載することとし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別添に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、預金証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して(通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに)提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書(または通帳)とともに提出してください。

III. 複利型規定

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および預金証書(または通帳)記載の利率(継続後の預金については前記の共通規定2.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて

継続する方法により支払います。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を「1. 共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合および同第1条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に对应した利率(小数点第3位以下は切捨て、この利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

②預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G. 3年以上5年未満……………約定利率×90%

③預入日の5年後の応当日から預入日の6年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H. 4年以上6年未満……………約定利率×90%

④預入日の6年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×20%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×30%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×40%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×50%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×60%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×70%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×80%
- I. 5年以上7年未満……………約定利率×90%

⑤預入日の7年後の応当日から預入日の8年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×30%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×50%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×60%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×70%
- I. 5年以上6年未満……………約定利率×80%
- J. 6年以上8年未満……………約定利率×90%

⑥預入日の8年後の応当日から預入日の9年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年6か月未満……………約定利率×10%
- C. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20%
- D. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×30%
- E. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40%
- F. 3年以上4年未満……………約定利率×50%
- G. 4年以上5年未満……………約定利率×60%
- H. 5年以上6年未満……………約定利率×70%
- I. 6年以上7年未満……………約定利率×80%
- J. 7年以上9年未満……………約定利率×90%

⑦預入日の9年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- C. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×20%
- D. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×30%
- E. 3年以上4年未満……………約定利率×40%
- F. 4年以上5年未満……………約定利率×50%
- G. 5年以上6年未満……………約定利率×60%
- H. 6年以上7年未満……………約定利率×70%
- I. 7年以上8年未満……………約定利率×80%
- J. 8年以上10年未満……………約定利率×90%

⑧預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年6か月未満……………約定利率×10%
- C. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×20%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×30%
- E. 4年以上5年未満……………約定利率×40%
- F. 5年以上6年未満……………約定利率×50%
- G. 6年以上7年未満……………約定利率×60%
- H. 7年以上8年未満……………約定利率×70%
- I. 8年以上9年未満……………約定利率×80%
- J. 9年以上10年未満……………約定利率×90%

なお、平成7年10月16日以降を預入日とする10万円以上のこの預金を預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。

一部解約後の残余の預金（以下「一部解約後の預金」という。）についての利息は、一部解約日以降も約定利率を適用して計算します。

ただし、この預金の預入日現在において当金庫がこの預金の店頭表示の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって店頭表示の利率に差異を設けている場合で、一部解約後の預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部解約日以降、一部解約後の預金の利息は、この預金の預入日に同じ預入期間にて、一部解約後の預金の金額相当額を預けた場合に適用される店頭表示の利率（以下「この利率」という。）を適用して計算します。この場合、継続後の利率について別の定めをした預金についても、自動的に継続する場合の継続後の利率は継続日における当金庫所定の利率とします。なお、この利率の適用後に一部もしくは全部の金額を満期日前に解約する場合、この利率が適用されている期間については、この利率を約定利率として本号に定める満期日前に解約する場合の利率を算出し、期限前解約利息を計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

2020年4月1日現在